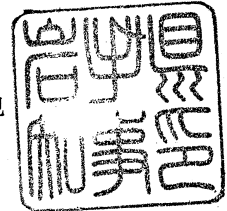


水振第 451 号
令和 7 年 10 月 27 日

岩手海区漁業調整委員会
会長 亙理 榮好 様

岩手県知事 達増 拓也



岩手海区漁場計画の変更案について（諮問）

令和 7 年 6 月 25 日付けで公示した岩手海区漁場計画について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 64 条第 8 項において準用する同条第 3 項の規定により区画漁業権及び定置漁業権の一部を変更する計画案を作成したので、同条第 8 項において準用する同条第 4 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1 変更する岩手海区漁場計画

- (1) 公示番号 一区第 222 号
- (2) 公示番号 定第 211 号
- (3) 公示番号 定第 214 号
- (4) 公示番号 定第 215 号

2 変更後の免許予定日

- (1) 上記 1 (1)、(2) 及び (4) 令和 8 年 4 月 1 日
- (2) 上記 1 (3) 令和 8 年 5 月 1 日

3 2 に係る申請期間

- (1) 公示の日から令和 8 年 1 月 20 日まで
- (2) 令和 8 年 4 月 2 日から令和 8 年 4 月 15 日まで



担当：農林水産部水産振興課
漁業調整担当 前川
Tel：019-629-5819（内線 5819）
Fax：019-629-5824
E-mail：h-maekawa@pref.iwate.jp

岩手海区漁場計画（変更案）

1 漁業権に関する事項

(1) ～ (178) 略

(179) 公示番号 一区第222号

ア 漁場の位置 釜石市大字釜石泉浜地先（泉浜沖）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度15.881分、東経141度55.339分

イ点 北緯39度15.860分、東経141度55.334分

ウ点 北緯39度15.718分、東経141度55.524分

エ点 北緯39度15.676分、東経141度55.495分

オ点 北緯39度15.823分、東経141度55.066分

カ点 北緯39度15.921分、東経141度55.119分

キ点 北緯39度15.937分、東経141度55.168分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	さけ・ます小割式養殖業	〃

エ 存続期間 令和8年4月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 釜石市（片岸町、鶴住居町、箱崎町、両石町及び唐丹町を除く。）

キ 条件

（ア） 養殖施設を設置する場合は、船舶の航行に支障のないよう配慮しなければならない。

（イ） エ点及びオ点の各点並びにエ点とオ点の各点を結ぶ直線の間接点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から3メートル以上の高さに設置しなければならない。

ク 変更後の免許予定日 令和8年4月1日

ケ クに係る申請期間 令和7年 月 日から令和8年1月20日まで

(180) ～ (284) 略

(285) 公示番号 定第211号

ア 漁場の位置 釜石市大字平田小松浜地先（小松）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度14.587分、東経141度57.474分

イ点 北緯39度14.463分、東経141度58.048分

ウ点 北緯39度14.427分、東経141度58.098分

エ点 北緯39度14.173分、東経141度57.791分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
-------	-------	------

定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで
------	-----------	----------------

エ 存続期間 令和8年4月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

カ 変更後の免許予定日 令和8年4月1日

キ カに係る申請期間 令和7年 月 日から令和8年1月20日まで

(286) ～ (308) 略

(309) 公示番号 定第214号

ア 漁場の位置 釜石市箱崎町細浦地先（三丁目）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度20.764分、東経141度58.863分

イ点 北緯39度21.116分、東経141度58.634分

ウ点 北緯39度21.212分、東経141度59.005分

エ点 北緯39度20.865分、東経141度59.070分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・いわし定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和8年5月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

カ 免許予定日 令和8年5月1日

キ 申請期間 令和8年4月2日から令和8年4月15日まで

(310) 公示番号 定第215号

ア 漁場の位置 釜石市箱崎町三貫島地先（三貫）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度18.544分、東経141度58.887分

イ点 北緯39度18.799分、東経141度59.021分

ウ点 北緯39度18.775分、東経141度59.510分

エ点 北緯39度18.464分、東経141度59.143分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・さば定置漁業	3月1日から翌年2月末日まで

エ 存続期間 令和8年4月1日から令和11年2月28日まで

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から5月20日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

カ 免許予定日 令和8年4月1日

キ 申請期間 令和7年 月 日から令和8年1月20日まで

2 類似漁業権以外の漁業権

二共第7号、一区第3号、一区第113号、一区第138号及び二区第2号